

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和2年12月5日 15時30分ごろ
発生場所	兵庫県神戸市平磯 ^{ひらいそ} 灯標北東方沖 播磨 ^{はりましおや} 塩屋港南防波堤灯台から真方位216°730m付近 (概位 北緯34°37.5′ 東経135°04.5′)
事故の概要	プレジャーボート ^{アシスト} ASSIST Vは、漂流中、のり養殖施設に進入し、養殖施設のロープを切断した。
事故調査の経過	令和2年12月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ASSIST V、5.6トン
船舶番号、船舶所有者等	260-46058兵庫、株式会社D-アシスト
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 養殖区画のロープに切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 波高 約1m、潮汐 下げ潮の初期、潮流 東流約0.5～1.0ノット
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、船長が平磯灯標北東方沖ののり養殖施設西方約40mのところ、漁獲物の後片付けを行いながら中立運転の状態漂流中、のり養殖施設に進入してロープに絡索した。 船長は、絡索して動けなくなった旨の118番通報を行った。 本船は、海上保安庁からの連絡で来援したのり養殖施設所有者によってロープを切断され、定係地のマリーナに自力で戻った。 船長は、風がやや強くなったこと及び東に流れる潮流に気付いたものの、漁獲物の後片付けを行っていたのり養殖施設に向けて圧流されていることに気付くのが遅れたと本事故後に思った。
分析	本船は、西方からの風及び東に流れる潮流の影響がある中、釣りの目的でのり養殖施設区域の西方約40mで漂流中、船長が、漁獲物の後片付けを行っていたことから、養殖施設に向けて圧流されていることに気付かず、同施設に進入し、ロープに絡索して養殖施設が損傷したものと推定される。
原因	本事故は、本船が、西方からの風及び東に流れる潮流の影響がある中、のり養殖施設区域の西方約40mで漂流中、船長が、漁獲物の後片付けを行っていたため、同施設に向けて圧流されていることに気付

	かず、同施設に進入し、ロープに絡索したことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、風潮流の影響がある中、のり養殖施設の近くで釣りを行わないこと。